
始良市新学校給食センター整備・運営事業
実施方針

令和6年3月
(令和6年6月修正版)
始良市

目 次

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定及び公表	5
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1	民間事業者の募集及び選定方法	6
2	募集及び選定の手順	6
3	入札参加者の備えるべき参加資格要件	9
4	提出書類の取扱い	13
5	審査及び選定に関する事項	13
第3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1	責任分担に関する基本的な考え方	14
2	予想されるリスクと責任分担	14
3	本市による事業の実施状況のモニタリング	14
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
1	立地条件	15
2	施設要件	15
第5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
1	事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	16
2	本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	16
3	当事者の責めに帰すことができない事由により本事業の継続が困難となった場合	16
4	金融機関と本市の協議（直接協定）	16
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
1	法制上の措置	17
2	税制上の措置	17
3	財政上及び金融上の支援	17
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	17
1	議会の議決	17
2	入札参加に伴う費用負担	17
3	本事業において使用する言語、通貨単位等	17
4	情報公開及び情報提供	17
5	実施方針に関する問い合わせ先	17

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

始良市新学校給食センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 施設の管理者の名称

始良市長 湯元 敏浩

(3) 本事業の目的

始良市（以下「本市」という。）では、7か所の自校方式給食室と3か所のセンター方式調理場から市立幼稚園、小学校及び中学校へ、1日あたり、およそ8,000食の学校給食を提供している。これらの施設のうち、7か所すべての自校方式給食室と加治木学校給食センターは、開設後30年以上がすでに経過しており、施設・設備の老朽化が著しく、また、「学校給食衛生管理基準」において示された、調理作業ごとに部屋を区分することなどの要件を満たしていない状況にある。

そこで、本市はこれら多くの課題を解決するために、それらの施設を統合した新たな学校給食センター（以下「本施設」という。）を整備することとした。整備にあたっては民間の資金や経営能力、技術力などを活用するPFI手法を採用し、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、施設的设计、建設、維持管理及び運営業務を長期的、かつ一体的に民間事業者に委ねることで、安心・安全でおいしい学校給食を提供するとともに、施設的良好な維持管理等により、運営に係るコストの縮減も目指すものとする。

(4) 本事業の基本的な考え方

本事業では、一日あたり6,500食（食物アレルギー対応食60食/日を含む。）の調理能力を有する学校給食センターを新たに整備する。併せて、所定の事業期間内において施設の維持管理及び運営を行うもので、始良市新学校給食センター整備基本計画において示された「基本理念」、「基本方針」、「施設整備方針」からなる施設整備の基本的な考え方を十分に踏まえ、本事業を実施するものとする。

(5) 本事業の内容

ア 施設の概要

(7) 事業用地

a 本施設を建設する用地

始良市増田468番地1ほか（始良市立小学校給食室別棟 隣接地）

b 駐車場を整備する用地

始良市増田464番地1（取得予定）

- (イ) 敷地面積
 - a 本施設を建設する用地
約 4,268 m²
 - b 駐車場を整備する用地
780 m²
- (ウ) 提供食数
1日あたり最大 6,500 食（食物アレルギー対応食 60 食／日を含む。）
- (エ) 提供学校等
 - 幼稚園 4 園
 - 小学校 11 校
 - 中学校 4 校

イ 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき本市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）と締結する PFI 事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、本施設の設計・建設等の業務を行い、本市に所有権を移転した後、事業期間中における維持管理及び運営業務を行う方式（BT0: Build Transfer Operate）により実施する。

ウ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 24 年 7 月 31 日までとする。

(6) 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及びその他の詳細については、要求水準書において示す。

ア 設計業務

- (7) 事前調査業務
- (イ) 設計業務（基本設計・実施設計）
- (ウ) 本事業に伴う各種申請等の業務
- (エ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

イ 建設・工事監理業務

- (7) 本施設等の建設業務
- (イ) 厨房機器等の調達及び設置業務
- (ウ) 什器・備品等の設置業務
- (エ) 食器・食缶等の調達業務
- (オ) 配膳室整備対象校における学校給食室の改修業務
- (カ) 工事監理業務
- (キ) 近隣対応・対策業務

- (ク) 本事業に伴う各種申請等業務
- (ケ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務
- ウ 開業準備業務
- エ 維持管理業務
 - (7) 建築物保守管理業務
 - (イ) 建築設備・厨房機器等保守管理業務
 - (ロ) 什器・備品等保守管理業務
 - (ハ) 食器・食缶等の更新業務
 - (ニ) 外構等維持管理業務
 - (ホ) 環境衛生・清掃業務
 - (ヘ) 警備保安業務
 - (ヘ) 修繕業務（大規模修繕を除く。）
 - (ク) 本事業に伴う各種申請等業務
 - (ケ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務
- オ 運營業務
 - (7) 事業者が実施する主な業務
 - a 食材検収・保管業務
 - b 給食調理業務（食物アレルギー対応食を含む。）
 - c 衛生管理業務
 - d 給食配送・回収業務
 - e 洗浄・残渣処理等業務
 - f 運営備品調達業務
 - g 献立作成支援業務
 - h 食育支援業務
 - i 広報支援業務
 - j 本事業に伴う各種申請等業務
 - k その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務
 - (イ) 運営に関して本市が実施する主な業務は、以下のとおりとする。
 - a 調理食数の決定
 - b 献立の作成・栄養管理
 - c 食材調達・食材検収指示
 - d 検食
 - e 給食費の徴収管理
 - f 配送校の変更等による調理食数の調整
 - g 配送校での配膳
 - h 食育に関する指導
 - i 広報
 - j 衛生管理業務確認・指導

(7) 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約に定めるサービスの対価を、本施設の引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、設計及び建設工事等業務の対価、開業準備、維持管理及び運営業務の対価からなる。

ア 設計及び建設工事等業務の対価

本市は、設計及び建設工事等業務の対価のうち、交付金対象経費及び地方債が適用可能な範囲については、事業者に対して本施設の引き渡し後に一時支払い金として支払う。また、運営期間中に、設計及び建設工事等業務の対価のうち、一時支払い金を控除した額を、設計及び建設工事等業務の対価として割賦払いにて支払う。

イ 開業準備、維持管理及び運営業務の対価

開業準備、維持管理及び運営業務の対価は、運営期間にわたって年4回、事業者を支払うこととし、物価変動等を勘案して改定する。また、開業準備、維持管理及び運営業務の対価のうち、運営業務の対価（光熱水費は本市が負担する。）は固定費と変動費で構成されるものとする。なお、固定費及び変動費の考え方については事業者からの提案によるが、開業準備に係る費用については固定費に含めるものとする。

(8) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは以下のとおりを想定しているが、設計・建設期間及び施設引渡日の各日程は、事業者の提案により設定することができる。なお、開業準備期間は、十分な準備期間を確保すること。

契約締結	令和7年3月
事業期間	事業契約締結日から令和24年7月31日まで
設計・建設期間	事業契約締結日から令和9年5月31日まで
開業準備期間	本施設引渡日から令和9年8月31日まで
運用開始日	令和9年9月1日
維持管理期間	本施設引渡日から令和24年7月31日まで
運営期間	運用開始日から令和24年7月31日まで

(9) 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号、平成30年10月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）並びに地方自治法のほか、関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、適宜参照する。

2 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業選定の基本的考え方

本事業を PFI 法に基づく事業として実施することにより、サービスが同一の水準にある場合においては、従来手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた本市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同一の水準である場合においては、サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

(2) 特定事業選定の評価

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等を適切に調整した上で、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本市が提供を受けるサービスの水準については、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その結果を、評価の内容と併せ、本市のホームページで速やかに公表する。また、本事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定方法

本事業の事業者の募集及び選定にあたっては、総合評価一般競争入札により行う。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程	内容
令和6年3月29日	実施方針等の公表・事業参加希望者の事前登録開始
令和6年4月5日	実施方針等に関する説明会、配送校の見学会開催
令和6年4月8日	実施方針等に関する質問受付締切
令和6年4月下旬	実施方針等に関する質問・回答の公表
令和6年5月10日	実施方針等に関する個別対話受付締切
令和6年5月下旬	実施方針等に関する個別対話の実施
令和6年5月下旬	特定事業の選定及び公表
令和6年7月上旬	入札説明書等の公表
令和6年7月中旬	入札説明書等に関する説明会、事業用地等の見学会の開催
令和6年7月中旬	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
令和6年8月上旬	入札説明書等に関する第1回質問・回答の公表
令和6年8月上旬	入札説明書等に関する個別対話受付締切
令和6年8月下旬	入札説明書等に関する個別対話の実施
令和6年9月上旬	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
令和6年9月上旬	資格審査に関する書類の提出期限
令和6年9月上旬	入札説明書等に関する個別対話の公表
令和6年9月下旬	入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表
令和6年9月下旬	資格審査結果の通知
令和6年10月下旬	提案審査に関する書類の提出期限
令和6年12月中旬	提案審査及びヒアリング等
令和6年12月下旬	落札者の決定及び公表
令和7年1月下旬	基本協定の締結
令和7年2月下旬	仮契約の締結
令和7年3月下旬	始良市議会の議決、事業契約の締結

(2) 応募手続等

ア 入札公告前の募集手続等

(7) 実施方針等に関する説明会の開催、配送校の見学会の開催

a 実施方針等に関する説明会

日 時：令和6年4月5日（金）午前11時00分から（30分程度）

受付は午前10時30分から午前11時00分まで

会 場：始良市西餅田589 始良市始良公民館2階第4・5会議室

申込期限：令和6年4月4日（木）正午まで

申込方法：参加申込書（別紙様式1）に必要事項を記入のうえ、第8の5に記載の問い合わせ先に電子メールにて提出すること。

b 配送校の見学会

日 時：令和6年4月5日（金）午後1時から

見学場所：山田小学校 鹿児島県始良市下名1018番地

午後1時から（30分程度）

重富小学校 鹿児島県始良市平松5636番地

午後1時50分から（30分程度）

申込期限：令和6年4月4日（木）正午まで

申込方法：参加申込書（別紙様式1）に必要事項を記入のうえ、第8の5に記載の問い合わせ先に電子メールにて提出すること。

そ の 他：学校敷地内の駐車場には限りがあり、駐車できない場合もあることを留意すること。

(4) 実施方針等に関する質問の受付及び回答

実施方針等に関する質問を、次のとおり受け付ける。また、質問への回答については、本市ホームページで公表する。

受付期限：令和6年4月8日（月）正午まで

受付方法：実施方針等に関する質問・意見書（別紙様式2）に記入のうえ、第8の5に記載の問い合わせ先に、電子メールにより提出すること。

(7) 事業参加希望者の事前登録

事前登録は、地元事業者を含めた入札参加者の組成を促すために、申請のあった事業参加希望者を本市ホームページに公表するもので、本事業への参画を希望する事業者すべてが事前登録を行う必要はない。

なお、登録した事業者が本事業に関して有利となる条件とするものではない。また、本事業が特定事業として選定されない場合は、事前登録は無効となる。

受付期間：実施方針公表の日から入札説明書等の公表日まで

受付方法：事前登録申請書（別紙様式3）に必要事項を記入のうえ、第8の5に記載の問い合わせ先に、電子メールにより提出すること。

通知方法：実施方針公表の日以降に本市のホームページ上で公表する。また、登録申請状況により、随時更新する。

(2) 実施方針等に関する個別対話の実施

入札参加者が本事業の趣旨や要求水準書等の意図などを理解することを目的として、本市と入札参加者との個別対話を実施する。なお、個別対話の内容は、当該質問者又は意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き公表する。

実施日時：令和6年5月20日（月）から令和6年5月24日（金）

申込期限：令和6年5月10日（金）正午まで

受付方法：実施方針等に関する個別対話申込書（別紙様式4）に必要事項を記入のうえ、第8の5に記載の問い合わせ先に、電子メールにより提出すること。

(3) 特定事業の選定及び公表

特定事業の選定を行った場合は、令和6年5月下旬に、本市ホームページで公表する。

イ 入札公告後の募集手続き等

(7) 入札公告及び入札説明書等の交付

特定事業の選定を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書、様式集、要求水準書、基本協定書（案）、事業契約書（案）及び落札決定基準（以下「入札説明書等」という。）を交付する。

(8) 入札説明書等に関する説明会、事業用地等の見学会の開催

入札説明書等に関する説明会、事業用地等の見学会を令和6年7月中旬に開催する。

(9) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答

入札説明書等に関する質問は、令和6年7月中旬までと、同年9月上旬までの2回受け付ける。

(10) 入札説明書等に関する個別対話の実施

入札説明書等に関する個別対話を令和6年8月下旬に実施する。

(11) 資格審査及び提案審査に関する提出書類の提出期限

本事業に関する資格審査に関する書類は令和6年9月上旬に受け付け、また事業計画等の提案内容を記載した提案審査に関する書類は同年10月下旬に受け付ける。

(3) 落札者の決定及び公表

令和6年12月下旬に落札者を決定し、本市ホームページで公表する。

(4) 基本協定の締結

本市と落札者は、事業契約の締結に関する基本協定書について令和7年1月下旬までに合意する。

(5) 落札者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに本市ホームページで公表する。

(6) 事業契約の締結

本市は、事業者と仮契約を締結し、市議会の議決を経た後に、事業契約を締結する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、設計業務を行う者、建設業務を行う者、工事監理業務を行う者、維持管理業務を行う者及び運営業務を行う者を含む複数の企業のグループ（以下「入札参加グループ」という。）により構成されるものとし、入札参加グループの代表企業を定め、それ以外は構成企業とする。

イ 上記アの業務以外に、厨房機器等の調達及び設置業務、資金調達・事業マネジメント業務等を行う者を必要に応じて入札参加グループに含めることができる。

ウ 代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、参加表明書において明記すること。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。なお、入札参加グループの構成員は、以下の定義により分類される。

企業区分	定義
代表企業	入札参加グループを構成する企業で、本事業を実施するための特別目的会社（以下「SPC」という。）から直接、業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、入札参加グループを代表し応募手続きを行う企業
構成企業	入札参加グループを構成する企業で、SPC から直接、業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
協力企業	SPC から直接業務の受託・請負をし、SPC には出資しない企業

エ 代表企業は、入札参加グループのうち、SPC への最も高い出資割合を負担するものとする。また、代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50% 未満とすること。

オ 建設業務を行う者及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、一方の企業の役員（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 329

条第1項の規定による役員をいう。)が他方の企業の役員を兼ねている者をいう。

(2) 入札参加グループの構成員の参加資格要件

ア 共通事項

代表企業、構成企業及び協力企業は、次の(ア)から(イ)までの要件を全て満たしていること。

- (ア) 本市の令和6・7年度入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (イ) 始良市建設工事等有資格者の指名停止に関する要領（平成22年訓令第56号）による指名停止の措置を受けていないこと。
- (ロ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）こと。
- (ハ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）こと。
- (ニ) 法人税、市県民税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (ホ) 始良市暴力団排除条例（平成24年12月28日始良市条例第33号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (ヘ) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者ではないこと。なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - a 株式会社 建設技術研究所
 - b シリウス総合法律事務所
 - c 竹澤建築設計工房
- (エ) 入札参加グループの構成員は、他の入札参加者として参加していないこと。
- (オ) 代表企業、構成企業又は協力企業の各代表者（契約の締結権限を有する受任者を含む。）が他の入札参加者の各企業の代表者として参加していないこと。
- (カ) PFI法第9条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 業務別の参加資格要件

入札参加グループの構成員のうち、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、上記アの要件に加えてそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

(7) 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示すaからdまでの要件を全て満たしていること。なお、設計業務を複数の企業で実施する場合は、a及びbの要件については、全ての企業が満たし、c及びdの要件は、少なくとも1者が要件を全て満たしていること。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- b 本市の令和 6・7 年度入札参加資格者名簿の「測量・建設コンサルタント等」に登録されていること。
- c HACCP に対する相当の実績等を有していること。なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、「HACCP 認証取得施設」、「ISO22000 認証取得施設」、「地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っている」と認められた施設」又は「ドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）」の実施設設計の実績を有していることをいう。
- d 平成 26 年 4 月以降に完了した延べ床面積 3,000 m²以上の公共施設（国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注して整備された施設をいう。以下同じ。）の基本設計又は実施設計の実績を有していること。

(4) 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す a から c までの要件を全て満たしていること。なお、建設業務を複数の企業で実施する場合は、建設業務の代表者（以下「建設代表者」という。）を定めること。建設代表者は、a から c までの要件を全て満たしていること。また、建設代表者以外の企業にあつては、a 及び b の要件を満たしていること。

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。
- b 本市の令和 6・7 年度入札参加資格者名簿の「建設工事等」に登録されていること。
- c 平成 26 年 4 月以降に完了した延べ床面積 3,000 m²以上の公共施設の施工実績を有していること。

(5) 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す a から d までの要件を全て満たしていること。なお、工事監理業務を複数の企業で実施する場合は、a 及び b の要件については、全ての企業が満たし、c 及び d の要件は、少なくとも 1 者が要件を全て満たしていること。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- b 本市の令和 6・7 年度入札参加資格者名簿の「測量・建設コンサルタント等」に登録されていること。
- c 平成 26 年 4 月以降に完了した延べ床面積 3,000 m²以上の公共施設の工事

監理実績を有していること。

d 平成 26 年 4 月以降に完了した公共施設の工事監理実績を有する一級建築士を工事監理者として配置し、工事監理を実施できること。

(2) 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す a 及び b の要件を満たしていること。なお、維持管理業務を複数の企業で実施する場合は、a の要件については、全ての企業が満たし、b の要件については、少なくとも 1 者が満たしていること。

a 本市の令和 6・7 年度入札参加資格者名簿のいずれかに登録されていること。

b 平成 26 年 4 月以降に完了した学校給食施設の維持管理業務の実績を有していること。ただし、PFI 事業における維持管理業務の実績については、当該事業の事業期間が終了していない場合であっても、維持管理業務の期間が平成 25 年 4 月 1 日以降の開始で、かつ、1 年以上を経過している場合、それを実績として認めることとする。

(3) 運営業務を行う者

運営業務を行う者は、以下に示す a から c までの要件を全て満たしていること。なお、運営業務を複数の企業で実施する場合は、給食調理業務を行う企業は、a から c までの要件を全て満たし、給食調理業務以外を行う企業にあっては、少なくとも a の要件を満たしていること。

a 本市の令和 6・7 年度入札参加資格者名簿の「役務の提供等の業務」に登録されていること。

b HACCP に対する相当の実績等を有していること。なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、「HACCP 認証取得施設」、「ISO22000 認証取得施設」、「地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っている」と認められた施設」又は「ドライシステムの学校給食施設」の運営実績を有していることをいう。

c 給食調理業務を行う者については、平成 26 年 4 月以降に完了した、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）が適用される 1 回 300 食以上の学校給食施設調理業務の実績を有していること。ただし、PFI 事業における学校給食施設調理業務の実績については、当該事業の事業期間が終了していない場合であっても、運営業務の期間が平成 25 年 4 月 1 日以降の開始で、かつ、1 年以上を経過している場合、それを実績として認めることとする。

(3) SPC の設立等

入札参加者が、本事業の落札者に選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業の実施のために代表企業及び構成企業の出資により SPC を仮契約締結までに始良市内に設立しなければならないが、事業用地内に設立することは不可とする。なお、SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合のみ、譲渡、

担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

(4) 参加資格要件の確認

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類の提出期限日（以下「参加資格審査基準日」という）とする。参加資格審査基準日から落札者の決定までの期間に、代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、失格とする。また、構成企業及び協力企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、本市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合を除き、失格とする。

落札者の決定以降、契約締結までの期間に、落札者の構成員が参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、契約を締結しない場合がある。

4 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属するが、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

5 審査及び選定に関する事項

(1) 審査及び選定に関する基本的考え方

入札参加者が提出した提案書の評価を行うため、学識経験を有する者等で構成する審査委員会を設置する。審査委員会では、総合的に提案書等の審査を行い、本市は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、落札者を決定する。審査委員会の構成、氏名等については、入札説明書等で公表する予定である。

(2) 審査の手順及び方法

ア 資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、資格審査の結果を入札参加者に通知する。

イ 提案審査

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、審査委員会において提案書類の審査を総合評価の方法により行い、落札者を決定する。なお、評価項目や評価方

法は、落札者決定基準に示す。

ウ 審査事項

審査事項は、落札者決定基準に示す。

エ 審査結果

審査結果は、本市ホームページで公表する。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、本市が負うべき合理的理由があるリスクについては、本市が責任の一部又は全部を負担することとする。

2 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者のリスク分担の考え方は、資料1に示す「リスク分担表」のとおりであるが、詳細については、事業契約書（案）において定めるものとする。

3 本市による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(2) モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理時及び運営時の各段階において実施する。

(3) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を下回る場合には、改善勧告のほか、サービスの対価の支払の延期や減額、契約解除等の措置の対象となる。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

事業用地の立地条件は次のとおりである。

	本施設を建設する用地	駐車場を整備する用地
所在地	始良市増田 468 番地 1 ほか (小学校給食室別棟隣接地)	始良市増田 464 番地 1 (消防分団詰所隣接地)
敷地面積	約 4,268 m ²	780 m ²
地目	宅地	田
用途地域	指定なし	指定なし
建蔽率/容積率	70% / 400%	70% / 400%
防火・準防火地域の指定	指定なし	指定なし
接続道路	南側道路 4.4m 及び西側道路 5.4m	東側道路 8.4m
給水	南側道路もしくは西側道路 75φ より取水	東側道路 75φ より取水
汚水排水	敷地内処理	敷地内処理
都市ガス	敷設予定なし	敷設予定なし
電力	南側道路もしくは西側道路	東側道路
その他	—	令和6年5月取得予定

2 施設要件

本施設に必要な機能は、以下のものを想定している。 詳細は、要求水準書（案）に記載する。

区分区域		諸室等
一般エリア	本市専用部分	市職員用事務室(更衣室、給湯室等)、市職員用玄関、市職員用トイレ、書庫、倉庫 等
	事業者専用部分	事業者用事務室(更衣室、給湯室等)、事業者用玄関、休憩室、シャワー室、事業者用トイレ、書庫、倉庫 等
	共用部分	多目的研修室、見学施設、来客用トイレ、多目的トイレ、施設出入口 等
	付帯施設	食材搬入用プラットホーム、受変電設備、排水処理施設、受水槽、ごみ置き場、駐車場、門扉及び塀 等
給食エリア	汚染作業区域	荷受室、検収室、泥落とし室、食品庫・調味料庫、各下処理室、冷蔵庫・冷凍庫、油庫、米庫、可燃物庫・不燃物庫、回収用風除室、洗浄室、残渣処理室 等
	非汚染作業区域	煮炊き調理室、揚物・焼物・蒸物室、和え物室、食物アレルギー対応食調理室、炊飯室、器具等洗浄室、配送用風除室 等
	その他の区域	前室、調理従事者更衣室、洗濯・乾燥室、調理従事者用トイレ 等

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約書に定める具体的措置を行うこととする。また、事業契約に関する紛争については、鹿児島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、本事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとし、詳細については事業契約書に定める。

1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、本事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号により事業契約が解除された場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号により事業契約が解除された場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、本市が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、本市は事前に事業者に通知することにより、事業契約を解除することができる。

4 金融機関と本市の協議（直接協定）

本事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と本市で協議し、直接協定を締結する。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上の措置

本事業を行うために必要な土地は行政財産であり、本市はこれを無償で使用させる。
また、本市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

2 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

3 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、本市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。なお、本市は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、債務負担行為に関する議案を令和6年第2回定例会に、契約に関する議案を令和7年第1回定例会に提出する予定である。

2 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

3 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、本市ホームページで公表する。

5 実施方針に関する問い合わせ先

始良市教育委員会 保健体育課 学校給食係

住 所 〒899-5294 鹿児島県始良市加治木町本町 253

電 話 0995-62-2111（内線 231） FAX： 0995-62-1552

電子メール kyushoku@city.aira.lg.jp

資料1 リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
1	行政リスク	市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	●	
2	税制度リスク	事業者に課せられる税制度の新設・変更等		●
3		サービスの対価に対する消費税の範囲や税率の変更	●	
4	法制度リスク	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等(許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む。)	●	
5		上記以外のもの		●
6	許認可の取得遅延・失効リスク ※制度変更は法制度リスクを含む。	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効(許認可の取得に係る行政指導への対応を含む。)		●
7		上記のうち、市が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの	●	
8		市が取得すべき許認可の取得遅延・失効	●	
9		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●
10	公的支援制度の獲得リスク ※制度廃止や条件変更等は法制度リスクを含む	事業者が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更		●
11		上記のうち、市が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの	●	
12		市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●	
13		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●
14	共通 住民対応リスク	本事業の実施自体に関する周辺住民等の反対運動、訴訟等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
15		事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の反対運動、訴訟等による計画遅延、条件変更、費用の増大等		●
16	第三者賠償リスク	事業者の事由による第三者への賠償		●
17		市の事由による第三者への賠償	●	
18	金利変動リスク	基準金利の設定時点までの金利変動	●	
19		維持管理、運営期間中の金利変動		●
20	要求水準リスク	事業者の実施する設計、建設、維持管理、運營業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの		●
21	環境問題リスク	調査、設計、建設、維持管理、運営における有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの		●
22	物価変動リスク	建設期間中の急激な物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減	●※1	●※1
23		維持管理・運営期間中の急激な物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減	●※2	●※2
24		上記以外の物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減		●
25	インフラ供給リスク	事業者の事由によるもの		●
26		市の事由によるもの(市が供給元の場合を含む。)	●	
27	不可抗力リスク	天災、戦争、暴動等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う設計・建設・維持管理・運営に係る費用の増加その他の損害	●※3	▲※3

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
28	募集・契約段階	公募関連書類の誤り	●		
29		入札参加費用リスク		●	
30		資金調達リスク	市が必要な資金の確保に関するもの	●	
31			契約段階での資金調達の不調		●
32		契約締結リスク	市事由による契約締結の遅延、締結不能	●	
33			事業者事由による契約締結の遅延、締結不能		●
34	設計・建設段階	測量・調査リスク	市が実施した測量・調査に関するもの	●	
35			事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
36		設計リスク	市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●	
37			事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など		●
38		地下埋設物	予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●	
39		土地の瑕疵	土地の瑕疵(土壌汚染等)に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●	
40		工事費用増大リスク	事業者の見積りの誤りや下請け・雇用者の不正行為など事業者の事由による費用の増大		●
41			提示条件の誤りや追加指示など、市の事由による費用の増大	●	
42		工期遅延リスク	市の事由による工期の遅延	●	
43			事業者(下請業者を含む。)の事由による工期の遅延		●
44		施設損害リスク	事業者の事由による施設の損害		●
45			市の事由による施設の損害	●	
46		施工管理リスク	工事監理の不備によるもの		●
47		一般的損害リスク	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●
48	譲渡手続きリスク	施設譲渡の手続きに伴う諸費用に関するもの		●	
49	維持管理・運営	事業者の計画・見積りの誤りなど、事業者の事由による維持管理・運営費用の上昇(物価変動は除く。)		●	
50		支払遅延リスク	市の事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	●	
51		計画変更リスク	市の事由による事業実施条件の変更	●	
52	維持	施設損害リスク	事業者の事由による施設の損害(配送校の損害を含む。)		●

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
53	管理 ・ 運 営 段 階	市の事由による施設の損害	●		
54		施設瑕疵リスク		●	
55		施設譲渡リスク	市に施設・設備を譲渡する際に、給食サービスが継続可能な状態にするための費用		●
56		配食数増減リスク	市の要請による配食数増加に伴う事業者の増加費用の負担	●	
57		(需要変動リスク)	児童生徒数の減少による配食数の減少に伴う運営業務自体の収益の増減	▲※4	●※4
58		異物混入リスク	市が実施する業務に起因するもの	●	
59		(食中毒リスク)	事業者が実施する業務に起因するもの		●
60		食物アレルギー 対応リスク	市が実施する業務に起因するもの	●	
61			事業者が実施する業務に起因するもの		●
62			突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による場合)	●	
63			市の責めによる配送の遅延等により市及び事業者が生じた増加費用の負担	●	
64		配送遅延リスク	事業者の責めによる配送の遅延等により市及び事業者が生じた増加費用の負担		●
65		運搬費用増大 リスク	市の要請による配送校の変更等に伴う運搬費用の増大	●	
66			物価変動、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大(交通事情悪化による運送費増加など)		●
67		食器・食缶等破 損リスク	市が実施する業務に起因する食器・食缶等の破損	●	
68			事業者が実施する業務に起因する食器・食缶等の破損		●
69			学校、児童生徒に起因する食器・食缶等の破損	●	
70		事業の 中 断 ・ 終 了 段 階	市の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●	
71			事業の中断リスク		●
72			法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害	●※5	●※5
73	性能リスク		要求水準不適合による事業の中断に伴う損害		●
74	事業の終了手続 リスク	事業者が実施すべき事業の終了手続きの不備による損害		●	

●は主分担、▲は従分担を表す。

※1 事業契約書で規定する指数に基づき、±1.5%以内の物価変動は事業者の負担、±1.5%を超える場合の物価変動は本市の負担とすることを予定している。

※2 事業契約書で規定する指標に基づき、±3.0%以内の物価変動は事業者の負担、±3.0%を超える場合の物価変動は本市の負担とすることを予定している。

- ※3 一定範囲の損害は事業者の負担とし、それ以上の損害は本市の負担とする。
- ※4 提供食数が 5,500 食未満又は 7,500 食以上となる場合には、サービスの対価の見直し等を行う。
- ※5 本事業に直接関連する租税に係る法令以外の法令変更等による事業中断は本市が負担、租税に係る法令変更等による事業中断は事業者が負担する。両者の事由によらない場合の事業中断は本市と協議のうえ両者が負担する。